

(内閣委員会)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定の整備

指定暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者は、指定暴力団相互間又は指定暴力団内部の集団相互間の対立に伴う指定暴力団員の凶器を使用しての暴力行為が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとする。

二、暴力的不法行為等の追加等

刑法第二編第三十三章(略取及び誘拐の罪)、出入国管理及び難民認定法第九章等に規定する罪を暴力的不法行為等に追加する等の措置を講ずる。

三、施行期日

本法律は、二の改正規定の一部を除き、公布の日から施行する。